

**エコアクション21**  
**環境活動レポート2011**  
**(平成23年度)**

大阪弁護士会本部

対象活動期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日

作成日：平成24年5月31日

## 1 組織の概要

- (1) 事業所名 大阪弁護士会
- (2) 代表者名 会長 中本和洋 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)
- (3) 所在地 大阪市北区西天満1丁目12番5号

(4) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者 山西美明 (Tel 06-6364-1225)

担当事務局 林 千廣 ( " )

(5) 大阪弁護士会の沿革など

明治13年5月大阪組合代言人という名称で組合を結成。同6月初代会長等選出。明治26年5月旧々弁護士法施行にともない大阪組合代言人を廃止し大阪地方裁判所所属弁護士会となりました。大正15年5月名称を大阪弁護士会と改称(旧々弁護士法時代)。昭和24年9月現行弁護士法が施行され、現在の大阪弁護士会となりました。大阪府下に事務所を設置する弁護士及び外国法事務弁護士は全員が当会に所属しています(強制加入団体)。

(6) 事業活動の内容

大阪弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現のためさまざまな活動を行っています。市民への法的サービスを提供するための弁護士法の趣旨による調査研究活動、また弁護士の全般的なサポート活動に取り組んでいます。

(7) 規模(大阪弁護士会本部 ※今回の対象範囲) (平成24年3月31日現在)

会員数 3866名

職員数 98名

建物 地下2階 地上14階

延床面積 17,005.29㎡ 敷地面積 5,078.06㎡

(その他)

■なんば法律相談センター

〒542-0076 大阪市中央区難波 4-4-1 ヒューリック難波ビル4階

■堺法律相談センター

〒590-0075 堺市堺区南花田口町 2-3-20 住友生命堺東ビル6階

■岸和田法律相談センター

〒596-0054 岸和田市宮本町 27-1 泉州ビル2階

■谷町法律相談センター

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9 MG 大手前ビル5階

■枚方法律相談センター

〒573-0032 枚方市岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ1号館3階

※ なんば法律相談センター、堺法律相談センター、岸和田法律相談センター、谷町法律相談センター、枚方法律相談センターについても、平成25年3月頃までに対象範囲に含む予定です。

## 2 環境目標とその実績(評価)

水・ガス 1人あたりの使用量が、基準年度を上回らないこと

電気・二酸化炭素・コピー用紙 1人あたりの使用量が、基準年度の90%を上回らないこと

年度 期間	2008 2008.4~2009.3	2009 2009.4~2010.3	2010 2010.4~2011.3		2011 2011.4~2012.3		2012 2012.4~2013.3	2013 2013.4~2014.3	2014 2014.4~2015.3
項目	(基準年度)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)	(目標)
会員数(人)	3,409 2009.3.31時点	3,591 2010.3.31時点	3,791 2011.3.31時点		3,926 2012.3.31時点		4,066 2013.3.31時点	4,266 2014.3.31時点	4,466 2014.3.31時点
水(m <sup>3</sup> )	5,161	5,395	5,724	5,570	5,928	5,475	6,140	6,442	6,744
※2	1.51	1.58	1.51	1.49	1.51	1.42	1.51	1.51	1.51
ガス(m <sup>3</sup> )	22,356	3,254	22,356	1,537	25,755	876	26,673	27,985	29,297
※2	6.56	0.91	6.56	0.41	6.56	0.23	6.56	6.56	6.56
電気(KWH)	1,894,598	1,881,402	1,705,138	1,927,874	1,963,735	1,931,080	2,033,000	2,133,000	2,233,000
※2	556	524	500	517	500	500	500	500	500
CO2(kg-m <sup>3</sup> )	762,552	717,929	686,297	731,831	790,379	731,770	817,266	857,466	897,666
※2	224	200	201	196	201	189	201	201	201
コピー紙(枚)	7,485,200	6,245,500	7,491,568	6,378,000	7,758,347	6,398,500	8,035,008	8,429,616	8,824,816
※2	2,196	1,739	1,976	1,712	1,976	1,655	1,976	1,976	1,976

※1 2011年以降、会員数は200名ずつ増加することを想定。

※2 各項目下段の数値は、会員一人当たりの使用量等

### (昨年度の評価)

#### 水について

会員1人あたりの使用量は基準年度を下回ることとなったが、全体の使用量は増加している。  
 会員・職員数、会館内の行事等が年々増加しているため、その意味でも生活排水が増加する。  
 この状況下においては、評価できると考える、今後は、総量を減らす工夫を検討したい。

#### ガスについて

空調機器の不具合のため、一時的にガスによる空調にたよったが、概ね問題ないとする。  
 基準値の見直しを検討したい。

#### 電気について

今年度は、850kWから800kWへ契約電力の見直しを行い、会館の省エネルギー化を図る予定である。  
 水と同じく会員・職員数、会館内の行事等の増加により、増加する傾向にあるので、今後も工夫の検討が必要。  
 館内のLED化も引き続き検討する。

#### 二酸化炭素について

上記のとおり、基準年度と比較し、会員1人あたりの排出量は下回っているが、全体の排出量は増加した。  
 そのため、エコアクション21推進ワーキング・チームで検討したい。

#### コピー用紙購入枚数について

基準年度の90%を下回ることができた。ただ、全体の購入枚数は増加傾向にあるので、引き続き、両面・  
 ツーアップコピーや反故紙の利用、また資料作成部数の適正化を呼びかけていきたい。  
 会員数もまもなく4000人台になるため、今後も注意が必要である。

#### ※グリーン購入の実績について

紙類	αエコカラーペーパー(大塚商会):FSCミックス SG(ゼロックス):グリーンマーク
文具類	ペン マーカー 修正テープ等

什器・備品類の購入は、総務部総合管理課が担当しております。

エコアクション21担当事務局も同課にあります。

引き続き、今後も全ての備品、消耗品についてグリーン購入を続けていきます。

### 3 環境活動計画の内容と評価

以下の基準によって評価しました。

- 5：達成
- 4：ほぼ達成
- 3：運動をし、一定の効果をj得ているが、充分に浸透していない
- 2：運動をしているがほとんど浸透していない
- 1：運動がほとんどできていない
- \*：将来における対処のため現時点での評価は不能

#### 1 対外的働きかけ

活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
<p>公害環境問題に関する調査研究等をおこなう委員会などの組織体制を今後も設置する。</p> <p>上記は、定例に会議を開催し、毎年度、その活動を報告書として取りまとめる。</p>	<p>5：公害対策・環境保全委員会を設置している。毎月1回開催しており、当会の委員会活動として引き続き継続する。</p>	<p>引き続き、今後も委員会内で調査研究を行う。</p>

#### 2 会員弁護士への働きかけ

活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
<p>会員弁護士の執務及びその法律事務所jの運営に関し、環境負荷の軽減に資する情報を提供する。</p> <p>会員弁護士の執務及びその法律事務所jの運営に関し、環境負荷の軽減をはかるための広報・啓発活動を行う。</p>	<p>3：まだ十分な情報提供はできていない。</p>	<p>「月刊大阪弁護士会」やHPに広報を引続き行うしていく。</p>
	<p>3：同上</p>	<p>〃</p>

### 3 会務運営と会館管理における取り組み

電気使用量について		今後の取組内容
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	
上1階、下2階への移動は、階段を利用	4：1階と地下1階は階段利用者増えた。	引続き、館内放送等で呼びかけを続ける。
利用状況に応じてエレベーターとエスカレーター の運転を休止・制限する。 ・利用者が少ない時間帯はエレベーターの稼働数 を減少する。 ・1、2階エスカレーターの稼働を講演会などの 開始と終了時に限定する。	5：稼働時間を下記のとおり改めた。 8:30～10:30 2機稼働 (3・4号機) 10:30～11:30 3機稼働 (2・3・4号機) 11:30～19:00 全機稼働 (1・2・3・4号機) 19:00～21:00 3機稼働 (1・2・3号機) 21:00～警備終了迄 2機稼働 (3・4号機) 5：エスカレーターは、講演等の開始時・閉会時 の混雑時のみに稼働を限定。	左記運用を継続する。
館内室温 (夏 27度、冬 21度) を適切に保ち、 過度の冷暖房を抑制	5：職員、会員にも浸透している。	引き続き取り組んでいく。
遮光カーテン (夏は下げ、冬は上げる) を活用し て冷暖房の軽減をはかる。	5：防災センターにて集中的に管理。	”
電気機器の購入時には環境負荷の軽減も斟酌し て新機器を選定する。	1：現状では、選定できていない。	カタログ等にはエコマークの商品が一目で分かる ため、可能な限り購入していきたい。
ノー残業デーの遵守を励行する。	3：全職員にメールを配信し、周知している。	引き続き取り組んでいく。
電力使用量の安易な増加を防ぐため、会務の運 営・会館の管理の見直しを続ける。	※：会議室を使用する際には、会議の参加人数に 見合った収容人数の会議室を選ぶようにする。	会議室予約をする際の注意事項として、職員に対 し、ルールを定めて、運用していく
館内照明のLED化	4：会館 13・14階照明のLED化を行う。	13・14階照明のLED化を決定した。
契約電力の見直し	5：契約電力の見直しを行った。(850kW→800kW)	引き続き、節電に取り組んでいく。

水使用量			
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容	
水の無駄な使用を抑制する。	3：特に一般市民の来館者には浸透していない。	会員数、来館者数増加に伴い、手洗いを利用する機会が増えるため、地道に広報を行っていく。	
紙使用量の削減			
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容	
会員に対しメールアドレスの登録を促し、登録者への連絡は電子メールを活用する。 ・委員会等の資料配付は、電子データを活用する。 紙使用量を継続的に管理する。 ・紙購入量を継続的にカウントし、日常会務に紙使用量を意識する。	4：各委員会にて、当会へのメールアドレスの登録の呼びかけを行う。  5：達成している。	年度最初の各委員会の場において、広報することとなっている。また、当会入会した際にも届出をお願いしている。  引き続き取り組んでいく。	
コピー、印刷方法を工夫し、紙使用量を抑制する。 ・両面コピー、両面印刷、また用途に支障がない範囲で2アップコピーを励行する。	5：達成されている。	〃	
FAX送信の無駄をなくす。 ・メールとFAXの重複送信を止める。 ・委員会開催通知を会員へFAX送信するときは、名簿を添付しない。	5：達成されている。	〃	
反故紙の再利用。 ・再使用が可能な反故紙の回収箱を設け、反故紙を回収する。	3：反故紙の用途が限定され、普及することが難しいが、できる範囲で取り組んでいる。	〃	

<p>委員会配布資料の無駄を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既配布の有無、閲覧での代替性、過度の部数に ならないよう留意し、紙使用量が安易に増加させ ないよう意識する。</li> </ul>	<p>3：資料を作成する職員の意識は、既に変わっているが、研修等の参加者（会員）の都合も考慮すると余りの資料は作成する必要がある。</p>	<p>*：当会の全体のテーママとして、引き続き検討を行う。電子化へ移行するためには、費用もかさむため、担当委員会等で検討する。</p>
<p>全会員配布資料の絞り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>希望者への配布だけで足りないか、また、レターケースへの備置やホームページでのPDFファイル配布で足りないかなど。</li> </ul>	<p>2：全会員に必要でなければ、案内等を棚置きし、必要部数をとってもらうこととしている。</p>	<p>今後は、レターケースを電子化していく方向で検討中である。</p>
<p>紙使用量の安易な増加を防ぐため、引き続き会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。</p>	<p>※：当会の全体のテーママとして、引き続き検討を行うため、担当委員会等で検討する。</p>	<p>電子化へ移行するためには、費用もかさむ</p>

廃棄物量の削減その他	活動計画	今後の取組内容
<p>製品の長期使用を励行する（その使用によって大きな環境負荷が生じるときを除く）。</p>	<p>目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価</p> <p>4：ほぼ達成されている。</p>	<p>引き続き取り組んでいく。</p>
<p>カン、ビン、ペットボトルなどのゴミの分別を引き続き実施する。</p>	<p>5：達成されている。ペットボトルの蓋をエコキヤップとして、別途回収している。</p>	<p>”</p>
<p>消耗品の購入にあたっては詰め替え可能なども斟酌して購入品を選定する。</p>	<p>4：ほぼ達成している</p>	<p>”</p>
<p>備品の購入にあたっては、リサイクルの可否、リサイクル効率も斟酌して購入品を選定する。</p>	<p>3：可能な限り選定できている</p>	<p>基本的に総合管理課にて備品を注文しているので、さらに意識を高めていくようにしたい。</p>
<p>再生紙の使用を引き続き実施する。</p>	<p>4：ほぼ達成している</p>	<p>購入するコピー用紙は、従前どおり再生紙とする。</p>



<p>廃棄物量の安易な増加を防ぐため、引き続き会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。</p>	<p>4：ほぼ達成している</p>	<p>引き続き、反故紙、裏紙の利用を行う。またペットボトルの蓋をエコキヤップとして、別途回収している。</p>
<p>製品の長期使用を励行する（その使用によって大きな環境負荷が生じるときを除く）。</p>	<p>4：ほぼ達成されている。</p>	<p>引き続き取り組んでいく。</p>
<p>カン、ビン、ペットボトルなどのゴミの分別を引き続き実施する。</p>	<p>5：達成されている。ペットボトルの蓋をエコキヤップとして、別途回収している。</p>	<p>〃</p>
<p>消耗品の購入にあたっては詰め替え可能なども斟酌して購入品を選定する。</p>	<p>4：ほぼ達成している</p>	<p>〃</p>
<p>備品の購入は、リサイクルの可否、リサイクル効率も斟酌して購入品を選定する。</p>	<p>3：可能な限り選定できている</p>	<p>基本的に総合管理課にて備品を注文しているので、さらに意識を高めていくようにしたい。</p>
<p>再生紙の使用を引き続き実施する。</p>	<p>4：ほぼ達成している</p>	<p>購入するコピー用紙は、従前どおり再生紙とする。</p>
<p>廃棄物量の安易な増加を防ぐため、会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。</p>	<p>4：ほぼ達成している</p>	<p>引き続き反故紙、裏紙の利用を行う。ペットボトルの蓋をエコキヤップとして、別途回収する。</p>

<p>会館運営委員会利用者への広報</p>	<p>活動計画</p>	<p>今後の取組内容</p>
<p>館内放送・館内掲示を活用して、環境負荷軽減への取り組みを広報する。</p>	<p>目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価</p>	<p>会議に支障ないよう館内の音量をあげたい。</p>
<p>委員会等などによって環境負荷削減への取り組みを広報・啓発する。</p>	<p>5：館内放送を実施中である。  3：更に意識を高めたい。</p>	<p>年度初めの第一回目の委員会等において、紙の消費削減についてお願いをしている。」</p>

4 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

1 適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	該当する活動
環境基本法	ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置。製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減努力。
地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガス排出抑制努力義務
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	職員に対する環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な、環境保全の意欲の増進、または環境教育を行う。
循環型社会形成推進基本法	製品が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講じる義務
リサイクル法	パソコン：長期使用，再生資源努力義務
容器リサイクル法	分別排出の努力義務
家電リサイクル法	特定家庭用機器
グリーン購入法	買換時リサイクル料金負担
大阪府環境基本条例	事業者の環境物品選択努力義務
大阪府自然環境保全条例	環境負荷低減，環境保全のための措置。豊かな環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努めるとともに、府又は市町村が実施する豊かな環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務
大阪府生活環境の保全等に関する条例	環境負荷低減義務
大阪府循環型社会形成推進条例	公害発生防止義務，生活環境保全義務
大阪府温暖化の防止等に関する条例	廃棄物等抑制に必要な措置を講ずる義務
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例)	廃棄物排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、その保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (指定再資源化製品：パソコン等)	適用環境負荷・排出基準を定め、資源の有効な利用を促進する義務

2 違反、訴訟等

環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

なお、関係当局よりの違反等の指摘及び訴訟等は、過去3年間ありません。

以上

## 5 代表者による見直し手順書

実施時期	エコアクション21推進ワーキング・チーム（不定期開催）
出席者	エコアクション21推進ワーキング・チーム委員
実施手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. エコアクション21推進ワーキング・チーム事務局は、見直し日時と場所を確保し、代表者へ連絡する。</li> <li>2. 担当副会長、事務局長が見直し資料の説明を行う。</li> <li>3. 担当副会長は、方針、目的、環境経営システム等改定の必要性をチェックする。</li> <li>4. エコアクション21推進ワーキング・チーム事務局は、代表者の指摘、意見等を記録する。</li> <li>5. 代表者の最終確認を得る。</li> <li>6. 事務局長は、見直し完了後速やかに各課に周知徹底する。</li> </ol> <p>※ 必要があれば、メーリングリストを利用して、検討することができる。</p>
備考	引き続き同ワーキング・チームにてエコアクション21の活動に取り組んでいく。

### <代表者による評価と見直し>

平成23年度（平成23年4月～平成24年3月）の運用の結果、大きな問題等はなく、評価できると考える。

水・ガス・電気・紙の消費量について、基準年度（基準数値）を見直すことを視野に入れているが、会員数が毎年増加している状況にあるため検討が必要だと考えている。特に会員数の増加にそれほど関係のない電気・ガス使用量については、基準数値を見直したい。紙使用量については、各会員用に用意されているレターケース（私書箱のようなもの）のヴァーチャル化を検討している。また、電気については、昨年度の使用量を考慮し、契約電力（現在、850kWh）の見直したいと考えている。

また、府内に設置の各法律相談センターについても、今後、認証登録範囲内となるようにしたい。

今後も引き続き、エコアクション21の活動をスムーズに行うため、理事者（会長・副会長）直轄のエコアクション21推進ワーキング・チームのもとに取り組んでいくこととする。

以上